

国の『こども大綱』の策定

- ◆令和5年4月に発足するこども家庭庁において、こども基本法に基づき、**令和5年秋頃を目途に『こども大綱』を策定**
  - ・大綱は「少子化対策」「子ども若者施策」「子どもの貧困対策」を包含し、**目標や達成期間を明示**
  - ・自治体は、大綱を勘案して**一体的な『こども計画』を策定**（努力義務）
  - ・策定にあたっては、**こどもや養育者等の意見を反映させる措置を講ずる**とされている
- ◆具体的には、こども家庭庁発足後に議論が進められる（総理が組織するこども政策推進会議において案を作成し、閣議決定）

【こども基本法の目的】

◆全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境に関わらずその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現

本県のこどもに関する各計画の状況

子どもに関する取組が柱に位置づけられている計画（令和5年度に改定）	
まち・ひと・しごと創生総合戦略	少子化対策
日本一の健康長寿県構想 地域福祉支援計画	子育て支援
教育大綱 教育振興基本計画	厳しい環境の子ども支援等

R5年秋頃に策定される国の『こども大綱』の内容を勘案

子ども・子育て支援に関する主な計画				
計画名	法令根拠	主な内容	審議機関	
少 子 総 化 合 対 策 ラ ン	次世代育成支援行動計画【R2-6】	次世代育成支援対策推進法 <H37.3.31失効> (策定義務、5年1期、住民・事業主等の意見反映措置)	少子化対策	少子化対策推進県民会議(任意)
	子ども・若者育成支援計画【R2-6】	子ども・若者育成支援推進法 (努力義務)	子育て支援、教育の充実、青少年健全育成	子ども・子育て支援会議(任意)
	子ども・子育て支援事業支援計画【R2-6】	子ども・子育て支援法 ※市町村の需給の積み上げ (策定義務、5年1期、会議の意見聴取義務)	保育・教育の充実、地域の子育て支援	子ども・子育て支援会議(義務)
子どもの貧困対策推進計画【R2-5】	子どもの貧困対策の推進に関する法律 (努力義務)	生活支援、教育支援、保護者就労支援、子育て支援	児童福祉審議会(任意)	
ひとり親家庭等自立促進計画【H29-R5】	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (努力義務、母子父子福祉団体の意見反映措置)	ひとり親家庭支援	児童福祉審議会(努力義務)	
子どもの環境づくり推進計画【H30-R4】	高知県子ども条例 (策定義務、会議において調査審議)	教育の充実、子育て支援、厳しい環境の子ども支援	子どもの環境づくり推進委員会(義務)	

- ◆今後、国の『こども大綱』を勘案し、令和6年度に関連計画を包含して「こども計画」を策定するため、**各計画の期間を調整**

期間調整が必要な計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期高知県子どもの環境づくり推進計画（平成30年度～令和4年度）</li> <li>・第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画（令和2年度～令和5年度）</li> <li>・第3次ひとり親家庭等自立促進計画（平成29年度～令和5年度）</li> </ul>	現在の計画期間を令和6年度末まで延長
------------	--	--------------------

- ◆令和5年度は、様々な機会を活用し、子どもや結婚・子育て当事者世代の意見を聞く取組を実施

当事者の意見を聞く取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚や子育て当事者世代との座談会（少子化対策推進県民会議若い世代部会）</li> <li>・子ども委員等の意見聴取（子どもの環境づくり推進委員会）</li> <li>・少子化に関する県民意識調査の実施</li> </ul>
--------------	---